

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	25	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	中小企業者等の法人税率の特例		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個人事業主への課税とのバランスに留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早期に引き下げる。（当分の間） ・ 特例措置の内容 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げが認められた場合、法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第42条の3の2、租税特別措置法施行令第27条の3の2において措置された場合、国税との自動連動を図る。） 		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号		
要望理由	個人事業主への課税とのバランスに留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早期に引き下げる。		
減収見込額	(初年度) 32,870	(平年度) 32,870	(単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・ 国税	・ 融資、補助金その他
	22年度の要望	・ 国税	・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯			
本要望に対応する縮減案			